

盛岡広域振興局長告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成28年7月19日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1 工区に含まれる地域の名称 第2工区 滝沢市下鶴飼1番2の一部、2番1、2番6、3番1、3番5、4番1、4番2、5番1、5番2、6番1、6番2、7番1、7番2、8番1、8番2、9番1、9番2、9番3の一部、10番1、10番2、10番3、10番4、11番1、11番2、11番3、12番1、12番2、12番3、13番1の一部、13番2の一部、13番3の一部、24番2の一部、32番1の一部、32番2の一部、32番3の一部、32番4の一部、33番1、33番2、33番3、33番4、34番1、34番2、34番3、35番1、35番2、35番3、35番4、36番1、36番2、37番1、37番2の一部、38番1の一部、38番2の一部及び38番3の一部並びに鶴飼先古川7番1の一部、56番3の一部、65番4の一部、78番1の一部、78番2の一部、78番3、78番4、78番5、80番1、80番2、80番3、82番1の一部、82番2の一部、82番3、83番1の一部、83番2の一部、83番3の一部及び83番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 滝沢市中鶴飼55番地 滝沢市